

十一 信託業を営む外国の会社（前三号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第二百七十一条の二十二第一項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 信託専門会社

第二百七十一条の二十二第五項中「第一項第九号」を「第一項第十二号」に改める。

第二百九十一条第八項中「第三百十九条第三号」を「第三百十九条第七号」に改める。

第三百十六条の次に次の一条を加える。

第三百十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十九条第二項の規定に違反した者

三 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第四十二条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第四十二条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三百十七条の二中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第十条第五項の規定に違反して、保険金信託業務を開始した者

第三百十九条中「又は五十万円」を「若しくは五十万円」に改め、第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号を第五号とし、同条に第一号から第四号までとして、次の四号を加える。

一 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第十

一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

三 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

四 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

第三百二十一条第一項第二号中「第三百十七条第一号」を「第三百十六条の二又は第三百十七条第一号」に、「第七号又は第八号」を「第七号若しくは第八号」に改める。

第三百三十四条第三号を削り、同条第四号中「信託業法第九条の規定又は同条」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第三百三十五条を次のように改める。

第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項の規定に違反した者

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第十条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第八十一条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第八十二条 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第八十三条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第五項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第八十四条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百七十条第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第八十五条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第八十六条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条の二中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第六十六条第四号中「特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）」を削り、「第三十二号」の下に「信託業法（平成十六年法律第 号）」を加え、同条第七号中「第四百四十四条第四項」を「第四百四十四条第三項」に改める。

第八十七条第二項第二号中「第四百四十四条第四項」を「第四百四十四条第三項」に改める。

第四百四十四条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第四百四十六条及び第四百四十七条中「第四百四十四条第四項及び第五項」を「第四百四十四条第三項及び第四項」に改める。

第四百六十三条第二項を削る。

第四百七十三条第五項中「の代表取締役又は代表執行役」を「を代表する役員」に改める。

第二百三条に次の一項を加える。

3 信託業法第二十七条の規定は、特定目的信託に係る信託財産については、適用しない。

第二百十三條第三項中「前項」を「第二項（第三項の規定により適用する場合を含む。）」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 受託信託会社等が信託業法第七條第三項（同法第五十四條第二項において準用する場合を含む。）の登録の更新をしなかつた場合、同法第四十四條第一項の規定により同法第三條の免許を取り消された場合、同法第四十五條第一項の規定により同法第七條第一項の登録を取り消された場合、同法第五十九條第一項の規定により同法第五十三條第一項の免許を取り消された場合、同法第六十條第一項の規定により同法第五十四條第一項の登録を取り消された場合又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八條ノ三の規定により同法第一條第一項の認可を取り消された場合における前項の規定の適用については、同項中「権利者集会の決議」とあるのは、「権利者集会の決議又は内閣総理大臣」とする。

4 信託業法第四十九條（第一項を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。  
第二百二十三條第三項中「第四百四十四條第五項」を「第四百四十四條第四項」に改める。

第二百二十七條第二項中「第十六條第二項及び第十六條ノ二第二項」を「第四十條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）」に、「これらの規定」を「同條第二項」に、「異議ヲ述べタル受益者

アルトキ」を「異議を述べた受益者があるとき」に、「権利者集会が其ノ決議ニ依リ異議ヲ述べタルトキ」を「権利者集会がその決議により異議を述べたとき」に改め、同条第三項中「それぞれ」を削り、「第十六条第二項及び第十六条ノ二第二項」を「第四十条第二項」に、「異議ヲ述べタル受益者アルトキ」を「異議を述べた受益者があるとき」に、「権利者集会が其ノ決議ニ依リ異議ヲ述べタルトキ」を「権利者集会がその決議により異議を述べたとき」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十七条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者については、前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律第十六条第四号に該当する者とみなす。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第八十八条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。



第二条第一項第四号を次のように改める。

四 機械類その他の物品を使用させる契約であつてその使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）が一年を超えるものであり、かつ、使用期間の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものに基づいて、当該物品を使用させることの対価としての金銭の支払を目的とする金銭債権

第二条第一項第五号中「以下」を「以下この号及び次号において」に、「購入し又は」を「購入し、又は」に改め、「当該金額」の下に「又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価に相当する金額の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額」を加え、「（特定債権を除く。）」を削り、同項第六号中「以下」を「以下この号において」に改め、「（特定債権を除く。）」を削り、同項第七号中「又は役務の対価」を「若しくは役務の対価又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額」に改め、「（特定債権を除く。）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七の二 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入することができる証票その他の物を利用することなく、購入者から代金を六月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約（以下この号において「機械類販売契約」という。）又は購入者から代金を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第四項に規定する指定商品を販売する契約（機械類販売契約を除く。）に基づいて、当該購入者に対し生ずる金銭債権

（特定融資枠契約に関する法律の一部改正）

第八十九条 特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「第一号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、同号を同条第六号とする。

（特定融資枠契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条 この法律の施行の際現に特定融資枠契約に関する法律第二条に規定する特定融資枠契約であつた契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に旧特定債権法第二条第五項

に規定する特定債権等譲受業者であつたものについては、前条の規定による改正後の特定融資枠契約に関する法律第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国際協力銀行法の一部改正)

第九十一条 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第十一項及び第十二項中「信託会社」を「信託業者」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第九十二条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第九十三条 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「信託会社」の下に「若しくは信託業務を営む金融機関」を加える。

(年金資金運用基金法の一部改正)

第九十四条 年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）」を「（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関」に改める。

（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正）

第九十五条 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正）

第九十六条 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第六号イ及びハからホまで」を「第六号イ、ハ及びニ」に改め、同項第五号中

「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に改め、同項第六号イ中「並びに八及び二」を「及び八」に改め、同号二を削り、同号ホを同号二とし、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第九十七条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(著作権等管理事業法の一部改正)

第九十八条 著作権等管理事業法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第一条及び第二条」を「信託業法（平成十六年法律第 号）第三条」に改め、同条第二項を削る。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第九十九条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「みなされる者」の下に「(信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるもの及び宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。)」を加える。

(中間法人法の一部改正)

第百条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第百二十一条第四項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第百一条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)」を「(信託業法(平成

十六年法律第 号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。)」又は信託

業務を営む金融機関」に改める。

第六十六条第二項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加え、同条第三項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。

第九十三条中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第二百二条 社債等の振替に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十二条中「信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)

第一条第一項の認可を受けた金融機関(以下「信託会社等」という。)」を「信託会社等(信託会社(信

託業法(平成十六年法律第 号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)」又は信

託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条

第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))に改める。

第二百二十九条第一項中「及び次条」を「次条及び第三百十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(信託財産である振替社債等の損失の補てん)

第二百二十九条の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する振替社債等について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務（第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項若しくは第百十条第三項の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

附則第三十三条中「第四十九条の十一」を「第四十九条の十一第一項」に改める。

（確定拠出年金法の一部改正）

第百三条 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）」を「（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）」、信託業務を



営む金融機関」に改める。

第二十三条第一項第二号中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正)

第百四条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項中「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」に改める。

第五十四条第三項第五号中「第七十二条第一項第二号の二」を「第七十二条第一項第三号」に改める。

第七十二条第一項第一号中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務」を「信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。)」に改め、同項第五号を削り、同項第七号中「次項第二号」を「次項」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。次項において同じ。)を営む外国の会社

(第五号に掲げる会社に該当するものを除く。)

八 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として農林中央金庫又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、農林中央金庫の証券子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 証券専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、農林中央金庫の証券子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、農林中  
央金庫の信託子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算  
して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第七十二条第一項中第三号を第五号とし、第二号の二を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら  
営むもの（次項第六号において「信託専門会社」という。）

第七十二条第二項を次のように改める。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 農林中央金庫又は前項第一号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務と  
して主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務、証券業又は信託業に付随し、又は関連する業  
務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

- 四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 五 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社
  - イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社
  - ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社
  - ハ その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの
- 六 信託子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社
  - イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）
  - ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社
  - ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社
  - ニ その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

第七十二条第四項中「から第五号まで又は第七号」を「から第八号まで又は第十号」に、「第二項第三